

市民協働支援センター再検討委員会運営支援委託プロポーザル審査基準

I 審査基準

項目	評点項目	評価の着目点
1	会社概要及び業務実績	経営状況及び類似する業務の実績を評価
2	業務実施体制	業務実施体制を評価
3	業務の視点	業務内容の理解に関する評価
4	業務工程	スケジュールが妥当か評価
5	企画提案・業務内容	企画提案書の内容を評価
6	見積額	見積額の妥当性、コストパフォーマンスを評価
7	プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリングに関する評価

※ 7 は二次審査のみ対象

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーション等について、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があ

評価点数	評価基準	説明
		り、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※審査項目 6、12、13、15 は傾斜配分 2 点を追加する

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合